

各指定生活介護事業所運営法人代表者 }
各指定障害者支援施設運営法人代表者 } 様
(岐阜市所管の施設等を除く)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

指定生活介護の基本報酬の算定に係る標準的な時間
の取り扱いに関する解釈について (通知)

日頃は県内の障がい福祉施策の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

このことについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(最終改正令和6年3月29日))において、生活介護計画に標準的な時間を定めた上で、その標準的な時間に基づき算定するとされており、当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないとされています。

このやむを得ない事情の取り扱いについて、厚生労働省へ確認の結果、県の解釈について訂正がありますので、下記のとおり取扱いを変更いたします。

なお、障害福祉サービス費の追加請求が発生する場合は、大変お手数をおかけしますが、各市町村へ過誤申請いただきますようお願いいたします。

記

- 利用者の定期的な通院・リハビリにより、利用時間が生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合について、これまでは、やむを得ない事情に含まれないとして、標準的な時間に基づき基本報酬を算定する場合にはあたらないとしてきましたが、厚生労働省への確認の結果、「定期的な通院やリハビリにより、利用時間が短くなった場合、やむを得ない事情にあたるものとして生活介護計画に定めている標準的な時間に基づき基本報酬を算定して差し支えない。」との回答がありましたので、取り扱いについて留意願います。(具体的には、定期通院により、利用時間が4時間となった場合、生活介護計画に7時間を標準的な利用時間として定めているならば、生活介護計画に定める時間で基本報酬を算定できる。)

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	若原	担当	澤本
電話	058-272-1111 内 3492		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		